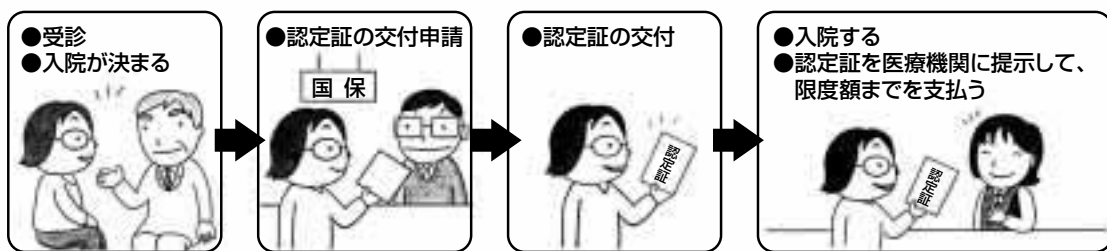




4月1日から入院時の窓口負担が自己負担限度額までになります

平成十九年四月から七十歳未満の方は、入院時にご加入の医療保険証と合わせて「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の窓口では自己負担限度額までの支払いになります。



例 入院時の医療費が40万円
かかった場合(所得区分が一般)

●自己負担限度額
80,100円 + **1,330円**

$(\text{医療費}40\text{万円} - 267,000\text{円}) \times 1\%$

医療費が267,000円を超えた場合は、
超えた分の1%を加えます

=81,430円
(医療機関での負担額)

■入院時の窓口での支払いが自己負担限度額までになります

七十歳未満の方が入院されたとき、平成十九年三月までは、自己負担額(医療費の三割または二割)を全額負担した後、申請により限度額を超えた分を高額療養費として支給されてきました。平成十九年四月からは、保険証と合わせて「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、入院時の一カ月ごとの窓口負担が自己負担限度額までとなります。

平成19年4月以降の自己負担限度額(月額)

所得区分(世帯)	過去1年間の高額該当が3回まで
一般	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%
上位所得者 (年間の所得が600万円以上の世帯)	150,000円+ (医療費-500,000円) ×1%
住民税非課	35,400円

所得区分(世帯)	4回目以降
一般	44,400円
上位所得者	83,400円
住民税非課	24,600円

※同じ世帯で、同一の医療機関で過去1年間に高額療養費に該当する支払いが4回以上あった場合、4回目からは自己負担額が引き下げられます。なお、所得申告をしていない世帯については、上位所得者の扱いになります。自己負担割合を正しく判定するためにも、所得が無い場合でも、所得申告をしてください。

ります。

なお、七十歳以上の方は、平成十四年から同様の制度がすでに始まっており、変更はありません。

自己負担限度額は所得に応じて異なります。月額の自己負担限度額については右表のとおりとなります。

千四百三十円が医療機関窓口での負担となります。また、同一の医療機関で過去一年間に一世帯で高額療養費に該当する支払いが四回以上あった場合は自己負担限度額は右表の「4回目以降」の欄にある金額となります。

例えば、七十歳未満の方(所得区分は一般)で、入院時の医療費が四十万円(自己負担額は三割の十二万円)かかったときの窓口負担額は…

四十万円(医療費)から二十六万七千円を引いた額の一

■入院前に申請を忘れずに

「限度額適用認定証」は、申請があった世帯に対して交付されますので、入院前に、国民健康保険加入の方は市役所各支所健康福祉課へ申請してください。

「限度額適用認定証」は医